

# 県産木材需要喚起対策事業実施要領

## （趣 旨）

第1 この要領は、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び林業振興対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、県産木材需要喚起対策事業に関して、必要な事項を定める。

## （目的）

第2 本事業は、県産木材（愛知県内で生産されたことが証明可能な木材・木材製品）を住宅・建築物に使用する工務店等の施工者に対して、事業実施主体を通じて助成することで、県産木材の消費を確保し、落ち込み停滞している県産木材の生産・流通の回復と林業・木材産業の振興を図ることを目的とする。

## （用語の定義）

第3 この要領において、次の各号のあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### （1）工務店等の施工者

以下のすべての要件を満たすものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者であり、かつ申請に係る助成対象工事を行うに当たり必要な建設業法第3条第1項に定める許可を受けたものであること。ただし、当該許可が不要な場合は、この限りではない。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において助成事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から助成事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象工事に当たって建築確認申請等を要しない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができるものであること。

### （2）建築物

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に定めるもののうち、「附属する門若しくは塀、観覧のための工作物」を除いたものとする。

## （事業実施主体）

第4 事業実施主体は、県内の林業・木材産業関係団体とする。

(補助対象物件の採択要件)

- 第5 補助対象とする住宅・建築物（以下、「補助対象物件」という。）は、令和3年1月29日までに建築確認が完了する確定物件と1月30日以降に建築確認が完了となる計画物件とし、以下のすべての要件を満たすものとする。
- ア 県内で住宅・建築物の新築又は増改築等を行う場合に、県産木材を構造材、内外装材に使用すること。
- イ 補助対象物件への県産木材の利用は、令和2年10月13日以降に着工し、令和4年2月15日までに完了すること。
- ウ 計画物件については、計画棟数及び県産木材利用量、過去の木造住宅等建築実績、県産木材の調達先等を確認のうえ採択する。
- エ 補助金の対象が、他の国庫補助事業や県の補助事業の対象となる場合は補助を行うことができない。
- オ 建築基準法及びその他関係法令を遵守して建築する住宅・建築物であること。
- カ 工務店等の施工者（以下、「工務店等」という。）は、県産木材利用に関するPRを行い、普及に努めること。

(補助対象経費及び補助額)

- 第6 工務店等が県内で住宅・建築物の新築又は増改築を行う場合に、県産木材を使用する際の経費の一部（材料費）及び、事業実施主体が事業を実施するために必要な経費に対して補助する（別表のとおりとする）。

(事業計画)

- 第7 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、計画承認申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付して、令和2年12月25日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は事業計画書の内容について審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認（様式第3号）する。

(補助金の交付決定手続)

- 第8 事業計画の承認を受けた事業実施主体は、要綱第3条に基づき、補助金交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、補助金交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

(事業の着手)

- 第9 事業実施主体は、原則として補助金の交付決定を受けた後に事業に着手す

るものとし、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。

ただし、当該年度中においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめその旨を具体的に明記した早期着手承認願（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、内容を審査し、やむを得ないと認めたときは早期着手承認書（様式第5号）に必要な条件を付して事業実施主体に通知するものとする。

#### （事業計画の変更）

第10 事業実施主体は、承認を受けた事業計画に変更が生じた場合、変更計画承認申請書（様式第6号）に変更事業計画書（様式第7号）を添付して、令和3年2月5日までに必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。

- 2 知事は変更事業計画書の内容について審査し、適当と認めるときは、変更を承認（様式第8号）する。

#### （実績報告）

第11 事業実施主体は要綱第11に基づき、令和3年2月26日までに令和2年度の実績報告を行うものとする。また、事業完了の実績報告は令和4年2月28日までにを行うものとする。

- 2 知事は、前項に基づく実績報告書を受理したときは、事業実施主体に対し、必要な指示をし、検査することができる。

#### （実施状況報告）

第12 事業実施主体は、毎月末に工務店等の遂行状況を把握し、要綱第10に基づきその翌月の3日までに知事へ1部提出しなければならない。

#### （現地検査）

第13 事業実施主体は、採択した助成物件のうち1割以上に対して、県産木材の使用状況の現地検査をしなければならない。

#### （その他）

第14 この要領に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

#### （附則）

この要領は、令和2年10月13日から適用する。

別表

補助対象経費		補助単価	上限
工務店等の施工者が県産木材を使用する際の経費（材料費）	構造材	30,000 円/m <sup>3</sup> 以内	720 千円/棟
	内外装材	3,000 円/m <sup>2</sup> 以内	150 千円/棟
事業実施に必要な費用 ※対象とする経費の区分及び内容は、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金交付対象経費の I 持続的林業確立対策の 3 の都道府県付帯事務費に準ずる。		26,000 円/棟以内	

※補助金額は、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。